

自転車の引取通知書が届いたのですが

市では、条例に基づき、放置禁止区域内、市道上、各駅駐輪場に放置されている自転車等の撤去を実施しております。

よくある質問

Q1 自転車等の引き取りには、必ず応じなければならないのですか？  
又、引き取りを拒否しても、手数料は納付しなければいけないのですか？

A1 自転車等の引き取りは、任意であり、引き取りを拒否した場合は、手数料を納付する必要はありません。

長期間、放置されていた自転車等の中には、タイヤがパンクしているもの、サドルがない等、修理を要する自転車等もあり、現物を確認したうえで、引き取りの可否をご判断頂く事も可能です。

Q2 保管期限までに引き取りに行けない場合、直ちに不要物件として処分されてしまうのですか？

A2 どうしても保管期限までに引き取りにお越し頂けない場合、1カ月程度でしたら、引き続き保管させて頂く事も可能な場合があります。

保管期限の延長の申し出につきましては、必ず保管期限内に道路管理課交通安全係（TEL 059-354-8154）にご相談をお願いいたします。

Q3 自転車をごみ集積所に持ち込んだのですが、なぜ、引取通知書が届いたのですか？

A3 ごみ集積所から、何者かが自転車を持ち去り、乗り回していたと考えられます。ごみ（資源物）として、自転車を持ち込まれる際は、防犯登録の抹消手続きをして頂く事を推奨いたします。

## 自転車等の引取通知書に関する問い合わせ先

### 1) 市道上、各駅駐輪場に関する事

【ハガキの裏面の右上にカタカナと数字の記載があるもの】

例 エ1-23、シ4-56

道路管理課交通安全係

TEL 059-354-8154

FAX 059-354-8302

問い合わせ時間

平日 8時30分から17時15分

### 2) 放置禁止区域に関する事

【ハガキの裏面の右上に数字の記載があるもの】

例 12、345

近鉄四日市北自転車等駐輪場

TEL 059-352-2236

問い合わせ時間及び返還時間

平日 8時から19時

土曜日・日曜日、祝日 9時から15時

年末年始（12/29から1/3）は、返還業務は実施しておりません。